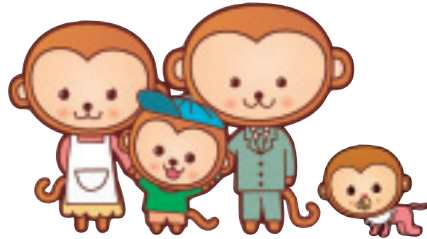


# 生命保険の見直しの手順

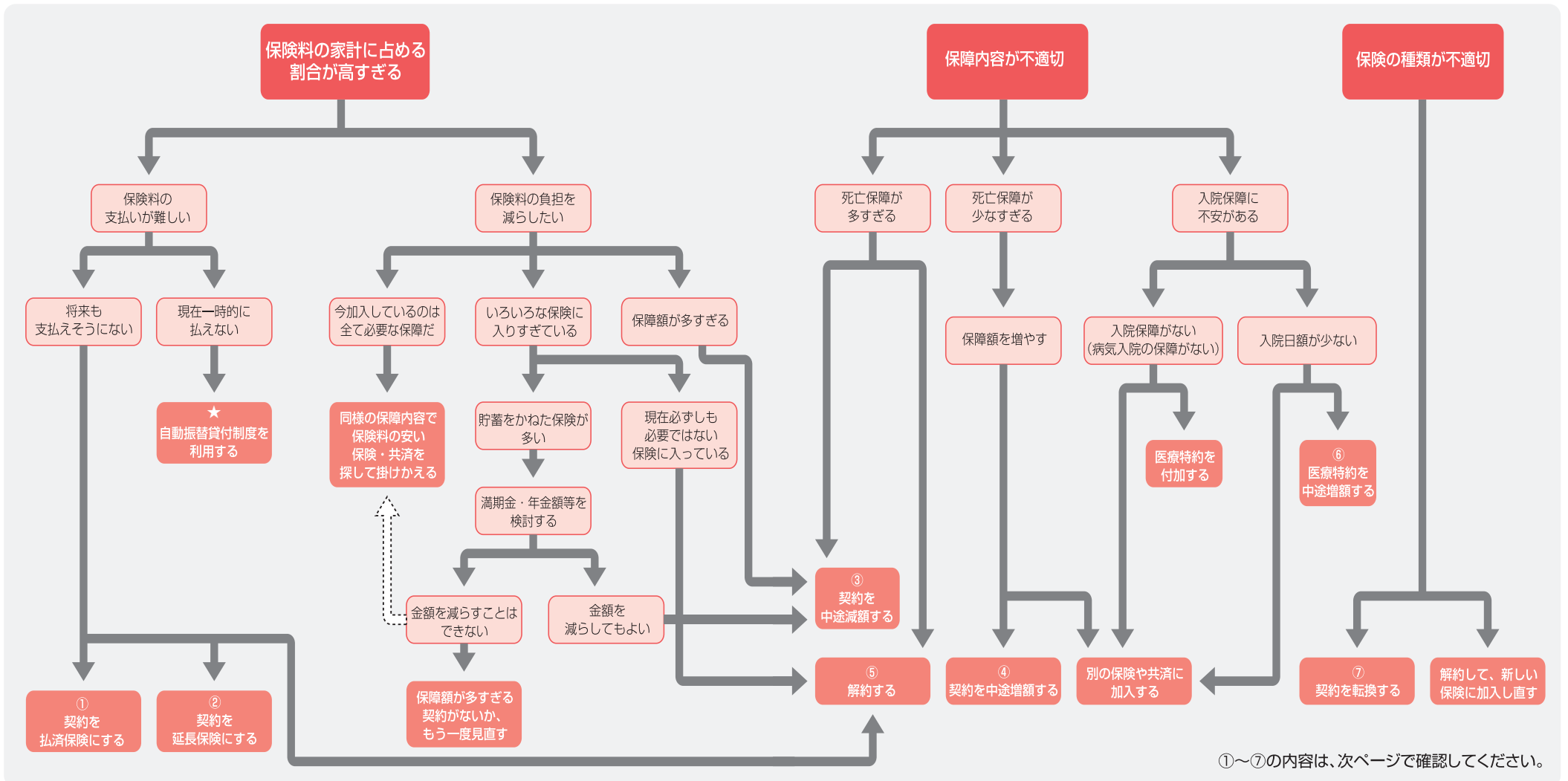
保険を整理してみた結果、わが家の保障に見直しが必要となった場合は、次の手順にしたがって見直しの方法を決めましょう。それが決まったら、契約者本人が保険会社へ連絡し実行します。



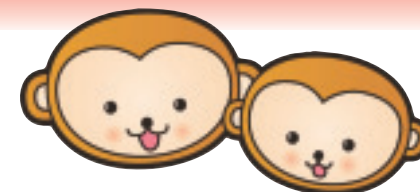
## 解約する際の注意点

見直しの結果、解約が必要となった場合は、次の点に注意しながら行ってください。

- ・高景気時代の契約は予定利率が高いため、現時点で加入する場合よりも保険料が安くなっています。終身保険や年金保険など解約返戻金（責任準備金）の貯まるタイプの契約を安易に解約すると不利になることがあります。
- ・新しく保険契約を結ぶときには、医師の診査などを受ける必要があります。健康状態によっては、新しく保険に加入できないことも考えられますので、**解約は、新契約が成立した後に手続き**しましょう。



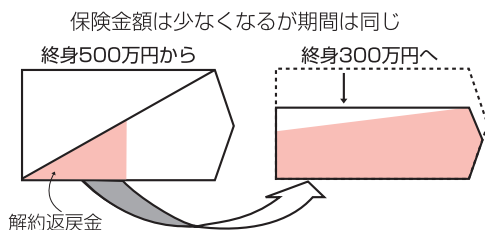
# 生命保険の見直し方法



保険の見直しをする前にまずはどのような見直し方法があるか見てみましょう。

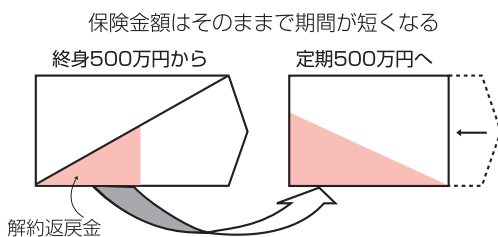
## ①払済保険

以後の保険料支払いはしないで、解約返戻金相当額を保険料にあてるもの。保険金額は少なくなるが、設定している期間は保障がある。ただし、特約はすべてなくなる。



## ②延長保険

以後の保険料支払いはしないで、解約返戻金相当額を保険料にあてるもの。保険金額は従来どおりだが、保険期間は短くなる。ただし、特約はすべてなくなる。



## ③減額制度

契約している保険金額を途中で減額する制度。減額後は、減額した分の保険料が安くなる。この制度は一時払いの契約では利用できない。

## ④増額制度

契約途中で保険金額を増額できる制度。増額した保険の保険料は、その時点の年齢で計算され、あらかじめ健康状態の告知が必要。この制度は一時払いの契約では利用できない。

## ⑤解約

契約が消滅し、解約返戻金が支払われる。解約返戻金は契約期間が短い保険や、保障に重点をおいている保険では、全くないか、あってもごくわずかな金額になる。

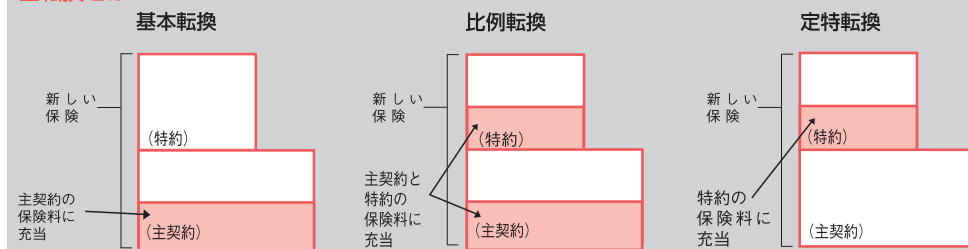
## ⑥特約の中途増額

医療特約を付加している場合、契約途中で入院給付金の金額を増額できる制度。入院給付金は主契約の1000分の1までの範囲であれば給付金を増額できる。

## ⑦転換制度

現在の保険を下どりしてもらい、その精算金額を頭金にして新しい保険に加入する制度。転換方法には、基本転換と定特転換・比例転換がある。保険会社は、転換前後の契約の違い、予定利率の引き下げ、他の見直し方法について説明義務がある。現在の契約は解約される。

### ■転換とは



## ★自動振替貸付制度

期限までに保険料の支払いがない場合、解約返戻金を担保に自動的に保険料が貸し出される制度。解約返戻金の9割以内であれば借入れができる「契約者貸付制度」もある。

### ■生保（有配当商品）予定利率の変遷

昭和27年 ～51年3月1日	昭和51年3月2日 ～56年4月1日	昭和56年4月2日 ～60年4月1日	昭和60年4月2日 ～平成2年4月1日	平成2年4月2日 ～5年4月1日
保険期間 20年以下 5.5% 20年超 5.0%	保険期間 10年以下 6.25% 10年超 6.0% 20年超 5.0%	保険期間 10年以下 6.0% 10年超 5.5% 20年超 5.0%	保険期間 10年以下 6.25% 10年超 6.0% 20年超 5.5%	保険期間 10年以下 5.75% 10年超 5.5% 20年超 5.5%
平成5年4月2日 ～6年4月1日	平成6年4月2日 ～8年4月1日	平成8年4月2日 ～11年4月1日	平成11年4月2日 ～13年4月1日	平成13年4月2日～
保険期間 一律 4.75%	保険期間 一律 3.75%	毎年配当タイプ 一律 2.75% 5年ごと利差配当 (8年10月2日～) 一律 2.9%	毎年配当タイプ 一律 2.0% 5年ごと配当タイプ 一律 2.15%	毎年配当タイプ 一律 1.5% 5年ごと配当タイプ 一律 1.65%

H23年2月「生命保険証券のチェックポイント」新日本保険新聞社より